

「安全衛生教育」のあらまし

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたとき、各事業場の従事する業務内容に応じて、安全衛生教育を義務づけています。

危険または有害な業務で特別な業務に労働者を就かせるとき、決められた教育科目、教育内容、教育時間により、各事業場の従事する業務に関する安全衛生のための特別教育を義務づけています。

1 特別教育 [労働安全衛生法第 59 条 (労働安全衛生法規則第 36 条等)]

労働安全衛生法第 59 条では、労働災害を防止するため危険または有害な業務で特別な業務に労働者を就かせるとき、決められた教育科目、教育内容、教育時間により、各事業場の従事する業務に関する安全衛生のための特別教育を行わせることとなっています。

2 特別な業務

特別教育を行わなければならない業務、教育科目などは、次のとおりです。

3 教育機関

特別教育等の安全衛生教育は、法律に定めるところにより学科及び実技の教育を事業者が労働者に対して行うものですが、教育の種類によっては企業に代わって災害防止団体等で実施しているものもありますので、詳しくは各災害防止団体等にお問い合わせ下さい。

4 特別教育の科目の省略

特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができます。

5 特別教育の記録の保存

特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを 3 年間保存しておかなければならない。

業務区分	教育科目	時間
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	研削盤、研削用といし、取付け具等に関する知識	4
	研削用といしの取付け方法、試運転の方法に関する知識	2
	関係法令	1
	実技教育	3
動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務	プレス、シャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識	2
	プレス機械又はシャーによる作業に関する知識	2
	プレス金型、シャー刃部又はプレス、シャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識	3
	実技教育	2
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務	アーク溶接等に関する知識	1
	アーク溶接装置に関する基礎知識	3
	アーク溶接等の作業の方法に関する知識	6
	関係法令	1
	実技教育	10
低圧(直流にあっては 750V 以下、交流にあっては 600V 以下である電圧をいう。以下同じ。)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務	低圧の電気に関する基礎知識	1
	低圧の電気設備に関する基礎知識	2
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2
	関係法令	1
	実技教育	7

業務区分	教育科目	時間
最大荷重 1 t 未満のフォークリフト、ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務 最大積載量が 1 t 未満の不整地運搬車の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2
	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2
	運転に必要な力学に関する知識	1
	関係法令	1
	走行の操作(実技)	4
	荷役の操作(実技)	2
制限荷重 5 t 未満の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置に関する知識	4
	原動機及び電気に関する知識	2
	揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識	4
	関係法令	1
	揚貨装置の運転(実技)	3
	揚貨装置の運転のための合図(実技)	1
機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)の運転の業務	機械集材装置に関する知識	3
	ワイヤロープに関する知識	2
	関係法令	1
	機械集材装置の集材機の運転(実技)	4
	ワイヤロープの取扱い(実技)	4
胸高直径が 70cm 以上の立木の伐木、胸高直径が 20cm 以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20cm 以上であるものの処理の業務 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。)	伐木作業に関する知識	3
	チェーンソーに関する知識	2
	振動障害及びその予防に関する知識	2
	関係法令	1
	伐木の方法(実技)	4
	チェーンソーの操作(実技)	2
機体重量が 3 t 未満の次の機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレップ・ドーザー、パワーショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー くい抜機、アースドリル、リバー・サーキュレーションドリル、せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)、アースオーガー、ペーパードレンマシン ブレイカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	*
	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	*
	運転に必要な一般的事項に関する知識	*
	関係法令	*
	走行の操作(実技)	*
	作業のための装置の操作(実技)	*
	* 各機種により時間数が定めてある。	
次の機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 くい抜機、アースドリル、リバー・サーキュレーションドリル、せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)、アースオーガー、ペーパードレンマシン	基礎工事中用建設機械に関する知識	4
	基礎工事中用建設機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	2
	関係法令	1
	基礎工事中用建設機械の運転(実技)	4
	基礎工事中用建設機械の運転のための合図(実技)	1
次の機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転者席における操作を除く。)の業務 くい抜機、アースドリル、リバー・サーキュレーションドリル、せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)、アースオーガー、ペーパードレンマシン	基礎工事中用の作業装置に関する知識	3
	基礎工事中用の作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識	1
	関係法令	1
	基礎工事中用の作業装置の操作(実技)	3
	基礎工事中用の運転のための合図(実技)	1
ローラーで、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	ローラーに関する知識	4
	ローラーの運転に必要な一般的事項に関する知識	1
	関係法令	1
	ローラーの運転方法(実技)	4

業務区分	教育科目	時間
コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務	コンクリート打設用の作業装置に関する知識	4
	コンクリート打設用の作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識	2
	関係法令	1
	作業装置の操作（実技）	4
	運転のための合図（実技）	1
ボーリングマシンの運転の業務	ボーリングマシンに関する知識	4
	ボーリングマシンの運転に必要な一般的事項に関する知識	2
	関係法令	1
	ボーリングマシンの運転（実技）	4
	ボーリングマシンの運転のための合図（実技）	1
建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	ジャッキ式つり上げ機械に関する知識	3
	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転に必要な一般的事項に関する知識	2
	関係法令	1
	ジャッキ式つり上げ機械の調整及び運転（実技）	4
作業床の高さが 10m未満の高所作業者の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3
	原動機に関する知識	1
	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	1
	関係法令	1
	高所作業車の作業のための装置の操作（実技）	3
動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務	巻上げ機に関する知識	3
	巻上げ機の運転に必要な知識	2
	関係法令	1
	巻上げ機の運転（実技）	3
	荷掛け及び合図（実技）	1
動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるもの、巻上げ装置を除く。）の運転の業務	動力車の構造に関する知識	3
	軌道に関する知識	1
	動力車の運転に関する知識	1
	関係法令	1
	動力車の運転（実技）	3
	車両の連結及び合図（実技）	1
特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務（第一種圧力容器の整備の業務を除く。）	危険物及び化学反応に関する知識	3
	特殊化学設備、特殊化学設備の配管及び特殊化学設備の附属設備の構造に関する知識	3
	特殊化学設備等の取扱いの方法に関する知識	3
	特殊化学設備等の整備、修理方法に関する知識	3
	関係法令	1
	特殊化学設備等の取扱い（実技）	10
	特殊化学設備等の整備及び修理（実技）	5
小型ボイラー（令第1条第4号の小型ボイラーをいう。以下同じ。）の取扱いの業務	ボイラーの構造に関する知識	2
	ボイラーの附属品に関する知識	2
	燃料及び燃焼に関する知識	2
	関係法令	1
	小型ボイラーの運転及び保守（実技）	3
	小型ボイラーの点検（実技）	1
次に掲げるクレーン（移動式クレーンを除く。）の運転の業務 イ つり上げ荷重が5t未満のクレーン ロ つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ	クレーンに関する知識	3
	原動機及び電気に関する知識	3
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2
	関係法令	1
	クレーンの運転（実技）	3
	クレーンの運転のための合図（実技）	1

業務区分	教育科目	時間
つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	移動式クレーンに関する知識	3
	原動機及び電気に関する知識	3
	移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2
	関係法令	1
	移動式クレーンの運転（実技）	3
	移動式クレーンの運転のための合図（実技）	1
つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務	デリックに関する知識	3
	原動機及び電気に関する知識	3
	デリックの運転のために必要な力学に関する知識	2
	関係法令	1
	デリックの運転（実技）	3
	デリックの運転のための合図（実技）	1
建設用リフトの運転の業務	建設用リフトに関する知識	2
	建設用リフトの運転のために必要な電気に関する知識	2
	関係法令	1
	建設用リフトの運転及び点検（実技）	3
	建設用リフトの運転のための合図（実技）	1
つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	クレーン、移動式クレーン及びデリック（以下「クレーン等」という。）に関する知識	1
	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	1
	クレーン等の玉掛けの方法	2
	関係法令	1
	クレーン等の玉掛け（実技）	3
	クレーン等の運転のための合図（実技）	1
ゴンドラの操作の業務	ゴンドラに関する知識	2
	ゴンドラの操作のために必要な電気に関する知識	2
	関係法令	1
	ゴンドラの操作及び点検（実技）	3
	ゴンドラの操作のための合図（実技）	1
次の四アルキル鉛等業務 四アルキル鉛を製造する業務、四アルキル鉛をガソリンに混入する業務、四アルキル鉛が入っているドラム缶その他の容器を取り扱う業務など	四アルキル鉛の毒性	1
	作業の方法	1
	保護具の使用法	1
	洗身等清潔の保持の方法	1
	事故の場合の退避及び救急処置の方法	1
	その他四アルキル鉛中毒の防止に関し必要な事項	1
作業室及び気閉こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	圧気工法の知識に関すること。	2
	送気設備の構造及び取扱いに関すること。	4
	高気圧障害の知識に関すること。	2
	関係法令	2
	空気圧縮機の運転（実技）	2
高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	圧気工法の知識に関すること。	2
	送気及び排気に関すること。	4
	高気圧障害の知識に関すること。	2
	関係法令	2
	送気の調節（実技）	2
気閉こう室への送気又は気閉こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	圧気工法の知識に関すること。	2
	加圧及び減圧並びに換気の仕方に関すること。	3
	高気圧障害の知識に関すること。	2
	関係法令	2
	加圧及び減圧並びに換気（実技）	3
潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	潜水業務に関する知識に関すること。	2
	送気に関すること。	3
	高気圧障害の知識に関すること。	2
	関係法令	2

		送気の調節（実技）	2
業務区分	教育科目	時間	
再圧室を操作する業務	高気圧障害の知識に関すること。	2	
	救急再圧法に関すること。	3	
	救急そ生法に関すること。	2	
	関係法令	2	
	再圧室の操作及び救急そ生法（実技）	3	
高圧室内作業に係る業務	圧気工法の知識に関すること。	1	
	圧気工法に係る設備に関すること。	1	
	急激な圧力低下、火災等の防止に関すること。	3	
	高気圧障害の知識に関すること。	1	
	関係法令	1	
エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	透過写真の撮影の作業の方法	1.5	
	エックス線装置、ガンマ線照射装置の構造及び取扱方法	3	
	電離放射線の生体に与える影響	0.5	
	関係法令	1	
加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する加工施設）、再処理施設又は核燃料物質の使用施設等の管理区域内において核燃料物質（原子力基本法に規定する核燃料物質）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する使用済燃料）又はこれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）を取り扱う業務	核燃料物質、使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	1	
	加工施設、再処理施設、使用施設等における作業の方法に関する知識	4.5	
	加工施設、再処理施設、使用施設等に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	4.5	
	電離放射線の生体に与える影響	0.5	
	関係法令	1	
	加工施設、再処理施設又は使用施設等における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い（実技）	6	
原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する原子炉施設）の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	0.5	
	原子炉施設における作業の方法に関する知識	1.5	
	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	1.5	
	電離放射線の生体に与える影響	0.5	
	関係法令	1	
	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い（実技）	2	
労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	酸素欠乏等の発生の原因	1	
	酸素欠乏症等の症状	1	
	空気呼吸器等の使用の方法	1	
	事故の場合の退避及び救急そ生の方法	1	
	その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5	
粉じん障害防止規則の特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う作業に該当するものを除く。）に係る業務	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1	
	作業場の管理	1	
	呼吸用保護具の使用の方法	0.5	
	粉じんに係る疾病及び健康管理	1	
	関係法令	1	
石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務	石綿の有害性	0.5	
	石綿等の使用状況	1	
	石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1	
	保護具の使用の方法	0.5	
	その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	1	
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業に係る業務	掘削、覆工等に関する知識	1.5	
	工用設備に関する知識	1.5	
	労働災害の防止に関する知識	3	
	関係法令	1	

業務区分	教育科目	時間
マニプレータ及び記憶装置を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械の可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務	産業用ロボットに関する知識	2
	産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	4
	関係法令	1
	産業用ロボットの操作の方法（実技）	1
	産業用ロボットの教示等の作業の方法（実技）	2
産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整若しくはこれらの結果の確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務	産業用ロボットに関する知識	4
	産業用ロボットの検査等の作業に関する知識	4
	関係法令	1
	産業用ロボットの操作の方法（実技）	1
	産業用ロボットの検査等の作業の方法（実技）	3
自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務	タイヤ及びその組込みに関する知識	2
	タイヤの空気充てん作業に関する知識	2
	関係法令	1
	タイヤの組込み（実技）	2
	タイヤの空気充てん	2
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務	ダイオキシン類の有害性	0.5
	作業の方法及び事故の場合の措置	1.5
	作業開始時の設備の点検	0.5
	保護具の使用方法	1
	その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	0.5